

高校向け「新たなせんきょ体験授業」検討PT設置要綱

令和3年8月25日
札幌市選挙管理委員会事務局長決裁

(目的)

第1条 一人でも多くの若者に主権者意識を持って投票など政治に参加してもらえるよう、札幌市内における高校向けの「新たなせんきょ体験授業」プログラムを創出する。

(組織)

第2条 高校向けの「新たなせんきょ体験授業」検討プロジェクトチーム（以下、「検討PT」という。）メンバーは、札幌市選挙管理委員会事務局長のほか、札幌市選挙管理委員会事務局長が別に定めるものとする。

2 検討PTの座長は、札幌市選挙管理委員会事務局長が務める。

(報酬)

第3条 メンバーの報酬は、原則として無報酬とする。

(設置期間)

第4条 検討PTは、決裁日から令和4年3月末日まで設置する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

2 会議では、高校向けの「新たなせんきょ体験授業」を実施するに当たって必要となる「実施要領」や「資料」などの作成に向け、意見交換や情報共有を行う。

3 会議の議題に応じて対面式又はオンライン式を選択するなど、感染症対策を徹底する。

(庶務)

第6条 検討PTの庶務は、札幌市選挙管理委員会事務局選挙課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないものについては、必要に応じて、札幌市選挙管理委員会事務局長が別に定める。